

令和2年度区役所利用者のための一時託児委託仕様書

1 委託名

令和2年度区役所利用者のための一時託児委託

2 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

3 履行場所

泉区総合庁舎 1階一時託児施設

4 一般的事項

- (1) 一時託児施設の運営は、区役所利用者のための一時託児施設運営要綱の規定に基づいて行うものとし、関係法令等を遵守するものとする。
- (2) 区役所利用者のための一時託児の運営団体（以下「運営団体」という。）は、仕様書に明記がない場合であっても、運営要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は区と協議の上、誠実に履行するものとする。
- (3) 運営団体は、一時託児施設の運営にあたり必要に応じて、区との協議を申し入れることができる。
- (4) 本仕様書に関して、疑義がある場合には、別途区と協議することとする。

5 委託業務内容

区役所利用者のための一時託児

6 運営日及び委託時間

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前9時から午後5時までとする。※2名体制

7 人員体制

2名体制

8 実績報告

毎月10日（祝・休日の場合は直後の平日）までに前月分の区役所利用者のための一時託児の利用状況（日別、子どもの年齢別）に関する実績報告書を区へ提出すること。

9 個人情報の保護

運営団体は、一時託児施設の運営に係る事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

10 その他

(1) 契約の条件

ア この契約は、令和2年度横浜市各会計予算が令和2年3月31日までに横浜市議会において可

決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定します。

イ この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとします。